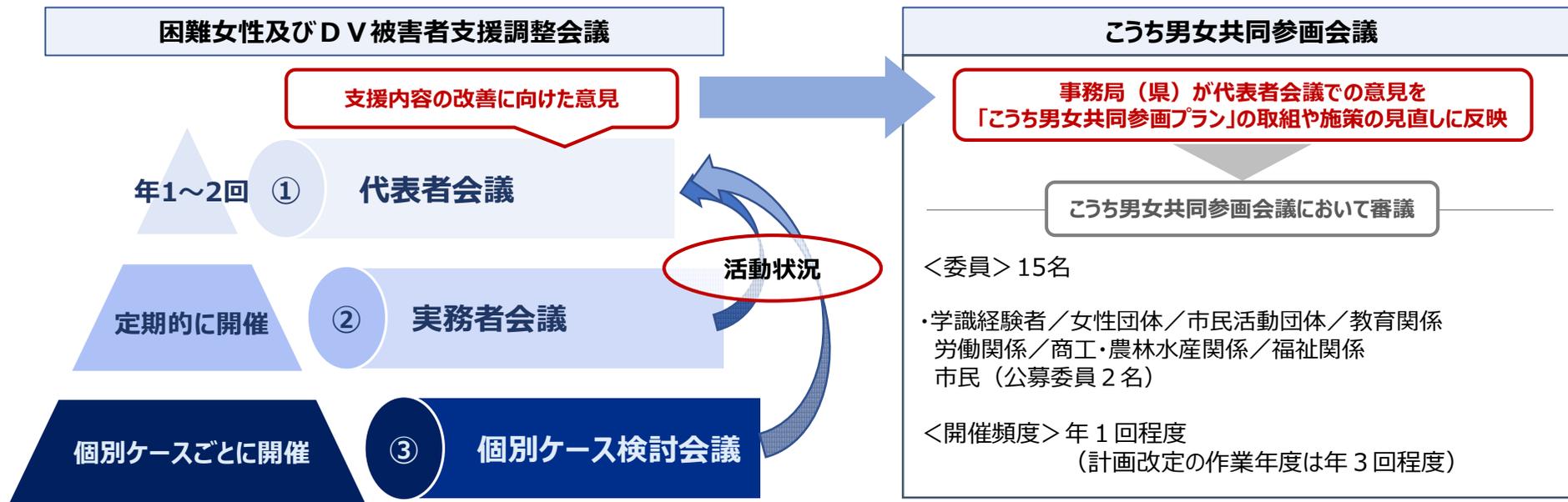


今後の方向性

- これまでどおり、支援調整会議の構成機関の代表者による会議として、年1～2回開催する。
- 代表者会議において、県が実務者会議や個別ケース検討会議の協議内容の報告を行い、関係機関間での情報交換や支援内容の協議を行う。
- 県は、代表者会議で構成団体から聴取した意見を、「こうち男女共同参画プラン」の進捗管理や支援体制の見直しに反映させる。



<設置根拠>

■ 困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議設置要綱

・所掌事項（第3条）

- (1) 困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議（個別ケース検討会議、実務者会議）の活動状況の把握
- (2) 困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援を行うための、関係機関間の連携・協働に向けた情報交換や、支援内容の改善に向けた協議
- (3) その他、困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援を行うために必要な事項の検討

<設置根拠>

■ こうち男女共同参画社会づくり条例

・参画会議の任務（第23条）

- (1) 男女共同参画計画の作成又は変更に関すること及び男女共同参画社会の実現に関する重要な事項を調査審議すること。
- (2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する取組の状況について、知事に意見を述べること。

※現行の「こうち男女共同参画プラン」の「第5 推進体制」に、「こうち男女共同参画会議」で計画の取組状況の点検・評価を行う旨を記載